

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 7 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関する
ガイドライン」について（周知）

介護保険行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
介護サービスに関わる事故の防止については、体制の整備や取り組みの実施に施設間で差が見られたことや、認知症を有する利用者が増加していたこと等を踏まえ、平成 24 年度老人保健健康増進等事業において「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」を作成し、周知を図ってきたところです。

今般、要介護度の高い高齢者の増加や介護テクノロジーの進歩等、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業において上記ガイドラインの見直しを行い、新たに「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込んでおります。

都道府県・市区町村におかれましては、ガイドラインの内容について御了知いただき、管内の介護サービス事業者等に対して周知をお願いいたします。また介護保険関係団体におかれましては、各地方支部や会員事業所への周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

【別添】 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン
【厚生労働省ウェブサイト掲載先】

○[介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン](#)



【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線 3929）